26 総契送第 344 号
令和 8 年 10 月 26 日

工事事業者　各位

江戸川区総務部長　植田　光威
（公 印 省 略）

工事請負契約事務に係る運用変更について（通知）

平素より、本区の建設行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設業界においては、技能労働者の高齢化や担い手不足への対応、時間外労働の上限規制をはじめとする働き方改革の推進、さらには資材価格や労務単価の変動への対応など、環境が大きく変化しております。

このような状況を踏まえ、本区においても、公共工事の品質確保と円滑な施工体制の確保を図るとともに、受注者及び発注者双方の事務負担の軽減や契約事務の適正化を目的として、工事請負契約事務の一部運用を見直すこととしました。

つきましては、運用変更の内容について別紙のとおりお知らせします。

記

１　適用開始日

令和８年 11 月９日以降に初回の公表を行う案件

※発注基準額の見直しは、令和９年４月１日以降に初回の公表を行う案件

２　変更内容

別紙「工事契約に係る運用変更について」のとおり

以上

【担当】
江戸川区総務部契約課契約係
工事担当
電話：03-5662-1005

【別紙】

工事契約に係る運用変更について

１　入札案件公表時の設計図書公表（令和８年１１月運用変更）

現行の運用	入札参加資格確認結果通知書発出後に通知事業者にのみ提供
変更後の運用	防犯上の観点等から公表可能な案件のみ、入札案件公表時に電子調達サービスにて公表 ※現時点で入札案件公表時に設計図書が公表できない案件は、現行の運用を継続する。

２　技術者の配置要件（令和８年１１月運用変更）

現行の運用	監理技術者配置：予定価格 6,000 万円以上（建築一式工事は 9,000 万円以上）の工事 配置技術者の専任：予定価格 4,000 万円以上（建築一式工事は 8,000 万円以上）の工事
変更後の運用	監理技術者配置：建設業法の基準に基づく※１ 配置技術者の専任：建設業法の基準に基づく※２

※１　下請金額の合計が 5,000 万円（建築一式工事は 8,000 万円）以上の工事
※２　請負金額の合計が 4,500 万円（建築一式工事は 9,000 万円）以上の工事

３　建設業許可を要する工事（令和８年１１月運用変更）

現行の運用	特定建設業許可：予定価格概ね 6,000 万円以上（建築一式工事は概ね 9,000 万円以上）の工事
変更後の運用	特定建設業許可：建設業法の基準に基づく※

※　下請金額の合計が 5,000 万円（建築一式工事は 8,000 万円）以上の工事の場合は特定建設業許可が必要です。なお、一般建設業許可については、軽微な工事のみを行う場合を除いて、許可を受ける必要があります。（現行の運用どおり）

４　発注基準額の変更（令和９年４月運用変更）

資材価格の高騰等を踏まえ、発注基準額の変更を検討しております。詳細は後日改めてお知らせいたします。